

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和 8 年 9 月 1 日

選挙管理委員会事務局

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開催日時	令和 8 年 9 月 1 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分から 午前 1 0 時 1 3 分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 4 階 選挙管理委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和 8 年 9 月 1 日（火）
午前 10 時 00 分から
午前 10 時 13 分まで
朝霞市役所 別館 4 階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係

議案第 39 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第 40 号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第 41 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第 42 号 在外選挙人名簿から抹消することについて

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（3 人）

委員長	細田 昭 司
委員	金子 智恵子
委員	藤井 尚 夫

欠席者 加藤委員

事務局（4 人）

事務局	選挙管理委員会事務局長	奥山 雄三郎
事務局	選挙管理委員会事務局参事兼局次長	並木 智彦
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	三上 将平
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主任	三井 正規

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第 39 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 40 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和 8 年 9 月 1 日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 41 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 42 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者数
- ・ 朝霞市投票立会人公募要領（案）
- ・ 様式 1 朝霞市投票立会人登録申込書
- ・ 様式 2 朝霞市投票立会人登録簿

審 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）

◎ 1 開会

◎ 2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。朝方は多少秋の気配を感じましたが、まだまだ残暑厳しき折、定例会に御参集いただき誠にありがとうございます。それでは日程に従いまして進めさせていただきたいと思います。

◎ 3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程 3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第 18 条第 2 項によりまして、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

はい。

◎ 4 議題 選挙人名簿関係

議案第 39 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第 40 号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程 4、議題でございます。「議案第 39 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第 40 号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第 39 号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることに

ついて議決を求める。令和8年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,358人。女、1,287人。計、2,645人でございます。

続きまして、議案第40号を御説明申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和8年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,273人。女、1,075人。計、2,348人でございます。

1枚おめくりください。

資料の概要について御説明申し上げます。1番の登録につきましては、先ほどの議案第39号の内容でございまして、転入が令和8年3月2日から令和8年6月1日までの方。年齢要件につきましては、平成20年6月3日から平成20年9月2日までに生まれた方が該当となっております。続きまして2番の抹消につきましては、議案第40号の内容でございます。

転出につきましては、令和8年2月1日から令和8年4月30日まで。死亡につきましては、令和8年6月2日から令和8年9月1日まででございます。3番の市内転居につきましては、令和8年8月20日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。次のページを御覧ください。

今回の定時登録によりまして、男が、5万9,971人。女が、6万0,016人。合計いたしまして、11万9,987人でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

それではまず、議案第39号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第３９号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第３９号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第４０号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第４０号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第４０号は原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 在外選挙人関係

議案第４１号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第４２号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第４１号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第４２号 在外選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括して議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第４１号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第３０条の６の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。令和８年９月１日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、1人。計、2人でございます。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第42号を御説明申し上げます。

在外選挙人名簿から抹消することについて。

公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和8年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、3人。女、1人。計、4人でございます。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。次のページを御覧ください。今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、52人、女、54人、計、106人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、まず議案第41号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第42号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第４２号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第４２号は原案のとおり承認されました。

◎５ その他

○細田委員長

次に、日程第５「その他」でございます。

委員さんの方から何かございますか。

事務局はございますか。

○事務局・三井主任

はい。本年令和８年度に立会人の公募を行う予定で、その公募要領が出来上がりましたので、お手元にお配りしています。今回、立会人を公募するのは４年ぶりということでございます。応募資格としましては、選挙人名簿に登録されている方。それから、投票所まで御自分の力で行くことができる方ということで募集をかける予定でございます。

それから、中ほど２ページを御覧いただければと思うのですが、応募の方法につきましては、広報あさか１１月号に掲載する予定でございます。また、朝霞市のホームページでも載せて、広く応募する予定でございます。応募期間としましては、令和８年１１月２日月曜日から、令和８年１２月４日金曜日の消印までをもちまして、募集したいと考えております。前回の公募の際に１６８名の方から申し込みがありました。今回も同程度を想定しております。

以上、簡単ではありますが、説明になります。

○細田委員長

今の説明で何かございますか。

○金子委員

168名全ての方が立ち合いをされたのですか。

○事務局・三井主任

いいえ。4年の期間で選挙が10弱くらいありましたが、毎回リストの順番で連絡を取ってございます。立会人の決定については、早めに決めないと事務が進まないところですが、連絡しても出られない方もいます。その場合には次の方をお願いすることになります。また、立会人については明選の方が中心となって務めていただいております、不足している部分を公募の方をお願いするという流れになっております。期日前投票につきましては、選挙にもよりますが、市役所、朝霞台出張所で各2名程度、当日投票所につきましては、各投票所1名程度なので、23名ほど公募の方に務めていただいておりますが、連絡がつかない方もいらっしゃるのでは、全員にはお願いしていないということになります。

○金子委員

私は溝沼市民センターが投票所なんです、立会人の1名の方は毎回同じ方なんです。明選の方ではないと思うのですが。

○事務局・三井主任

公募の方もお住まいの投票区ごとに登録されてございます。なので、投票区によっては登録している方が少ない投票区もあります。基本的にはお住まいの投票区で登録されている方にご連絡させていただいておりますので、投票区によって立会を経験された方の人数に差異が出ております。

○金子委員

分かりました。

○細田委員長

他によろしいですか。それでは、そのように進めてください。

◎6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員